

上 場 会 社 代 表 者 各 位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔 柳 昇

商品取引所法の改正等に伴う「E T F に関する有価証券上場規程の特例」等の一部改正について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「E T F に関する有価証券上場規程の特例」等の一部改正を行い、平成23年 1 月 1 日から施行しますので、ご通知申し上げます。

(詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ (<http://www.nse.or.jp>) に掲載しておりますのでご覧ください。)

今回の改正は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行(平成23年 1 月 1 日予定)及び株式会社だいこう証券ビジネスが会社分割により証券代行業を他の会社に継承させること等に伴い、「E T F に関する有価証券上場規程の特例」等について所要の規定整備を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

敬 具

記

I. 改正概要

- (1) 「商品取引所法」が「商品先物取引法」と変更されることに
伴い、現行規定中の該当箇所の改正を行います。
- (2) 株券上場審査基準に定める当取引所の承認する株式事務代行機
関から、株式会社だいこう証券ビジネスを除外します。

(備 考)

- ・ E T F に関する有価証券上場規程の特例第 2 条第23号等
- ・ 株券上場審査基準の取扱い 2 (8) b (b)

II. 施 行 日

平成23年 1 月 1 日から施行します。

以 上